

## 三次市広告掲載要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（以下「市の資産」という。）を民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の範囲)

**第2条** 広告媒体として活用する市の資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の広報及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広報媒体として活用できる市の資産で市長が別に定めるもの

(広告媒体の決定)

**第3条** 広告掲載を行う広告媒体は、当該広告媒体を所管する部局長、教育次長、支所長、事務局長（以下「所管する部局長等」という。）が定める。

(広告掲載の内容等)

**第4条** 広告掲載する内容は、社会的に信用度の高い情報であり、信用性及び信頼性を持つものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) 宗教性があるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

3 前項各号に規定するもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

**第5条** 広告媒体の種類は、所管する部局長等が別に定める。

(広告の規格等)

**第6条** 広告の規格、広告掲載位置等は、広告媒体ごとに所管する部局長等が別に定める。

(広告の募集方法等)

**第7条** 広告の募集方法、価格及び選定方法については、広告媒体ごとに、その性質に応じ、所管する部局長等が別に定める。

(広告掲載の取消し)

**第8条** 所管する部局長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行った場合

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合

(3) 市の業務上やむを得ない事由が発生した場合

(審査機関)

**第9条** 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、三次市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員長は、財務部担当副市長とし、委員はその他の副市長、総務部長、地域振興部長、総合窓口センター部長、産業部長及び財務部長とする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するものが、その職務を代行する。

(会議)

**第10条** 審査委員会の会議は、広告内容等、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、関係職員を審査委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(物品による受入れ)

**第11条** 市長は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

- 2 第2条から前条までの規定は、物品の受入れについて準用する。

(庶務)

**第12条** 審査委員会の庶務は、財務部管財課において処理する。

(その他)

**第13条** この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年2月7日から施行する。  
(広報みよしへの広告掲載等に関する特例)
- 2 広報みよしへの広告掲載に関しては、この告示に定めるもののほか、三次市広報に関する規則(平成16年三次市規則第19号)の定めるところによる。

#### 附 則 (平成19年告示第37号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成20年告示第97号)

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

#### 附 則 (平成21年告示第46号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成23年告示第35号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。